

令和7年度 四万十町立大正中学校 いじめ防止基本方針

※四万十町いじめ防止基本方針（令和7年度3月2次改訂版）を基本に作成

1. 基本方針作成の目的

本方針は本校において「いじめを起こさせない」「いじめを見逃さない」という視点を学校のあらゆる取組において最優先事項とし、全教職員がいじめ防止の取組を同じ方向で行うとともに組織的かつ効果的な取組となることを目的として作成したものである。

2. いじめの定義

四万十町いじめ防止基本方針第1-2と同じ

3. いじめ防止対策委員会

(1) いじめ防止対策委員会の役割及び実施について（以下、本委員会）

- ・本委員会はいじめ防止の取組について立案を行い、全教職員へ提案する
- ・いじめ事案の対応は本委員会を中心に行う
- ・本委員会は原則月1回開催とし、会の中で協議した内容については全教職員へ報告する

(2) 本委員会の構成員

- ・管理職・生徒指導担当・学年部長・養護教諭・人権主任で会を構成するが、場合によってはSSW等外部機関及び関係者にも参加を要請する

4. いじめ防止のための重要な視点

(1) 教育課程内のあらゆる取組は、「生徒の安心感が確保できるかどうか」という視点で実施、見直しを繰り返す

(2) 学校全体及び学級全体で認め合い、支えあえる人間関係作りが「わかる授業」「楽しい行事」に欠かせないことを全教職員が認識する

(3) 開かれた学級・開かれた学校がいじめを防止する大切な考え方という認識のもと、積極的な授業公開・積極的な行事の公開を校内では他の教職員へ、校外には保護者や地域の方に発信していく

5. いじめの早期発見、早期対応等

(1) いじめの早期発見

いじめの早期発見に係る取組がいじめ防止の基本である認識のもと、以下の留意点を大切にしながら実施していく

①丁寧な生徒の見取り

生徒の様子を表情や仕草から見取れることが教員に欠かせない力であることを全教職員が認識し、生活日誌・生活アンケート（各学期1回）・QU（年2回）等も活用しながら早期発見に努める

(2) いじめの早期対応

①速やかな報告・確認と対応内容決定

いじめの疑いがある場合は、発見者が管理職及び全教職員へ速やかに報告する。

また、全体での共有時には再度内容を細かく確認するとともに対応の方向性を共有する。具体的な対応内容についてはいじめ防止等対策委員会において協議・決定する。

②確認後の対応の流れ

*対応フロー図参照

6. 重大事態への対処

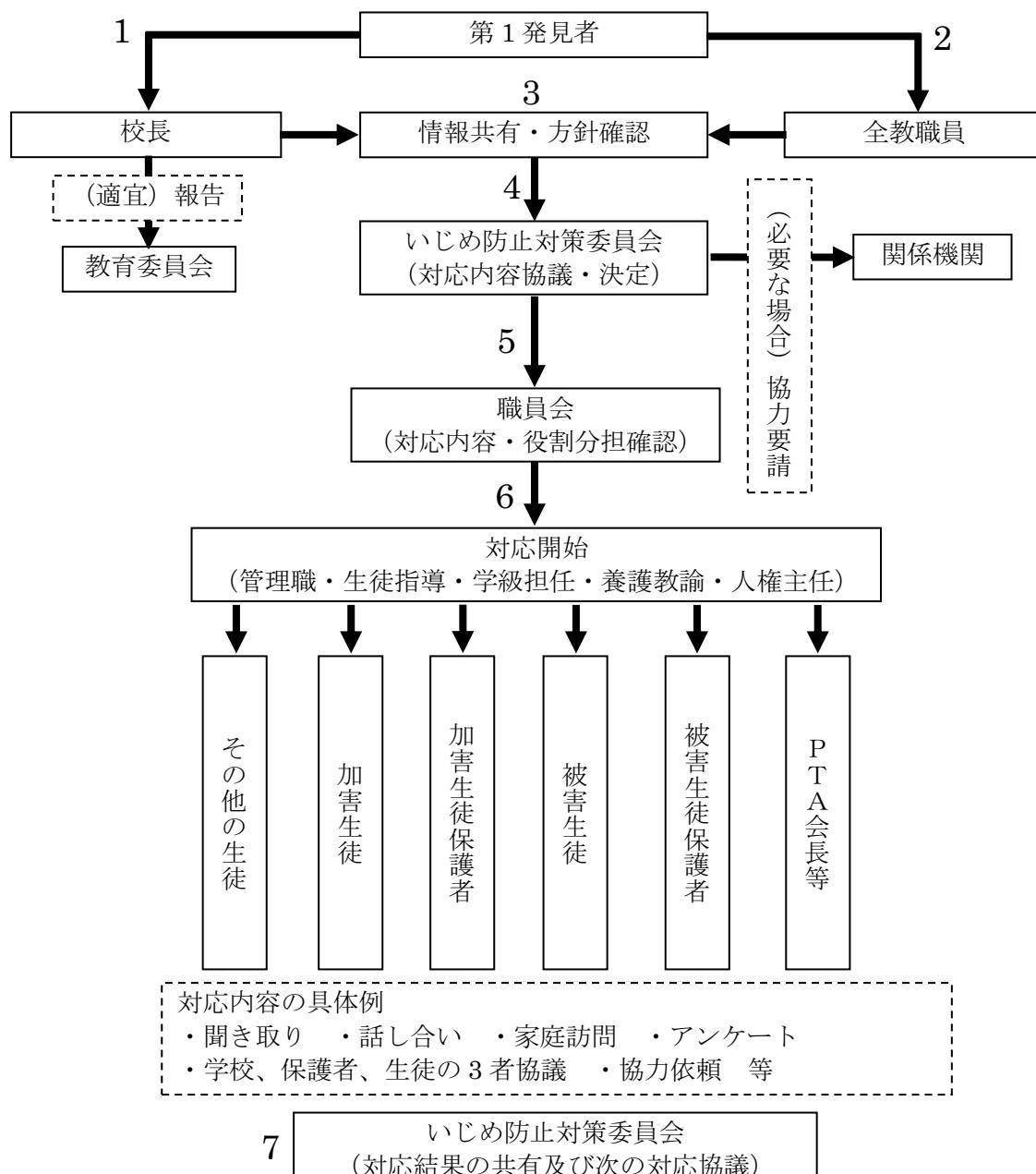
(1) 重大事態の定義

四万十町いじめ防止基本方針第2-4と同じ

(2) 重大事態への対処

対応のフロー図参照

いじめ事案の対応フロー図（基本的な流れ）



*以降は 5~7 を繰り返し取組

重大事案発生時の留意点

- ・教育委員会（以下教委）への連絡を最優先
- ・既存のいじめ防止対策委員会で対応組織は十分であるか教委へ相談
- ・調査は速やかに行うが方法・内容・調査主体について教委に相談後、実施
- ・被害生徒及びその保護者の要望は、より丁寧に把握した上で対応する
 - *被害生徒及びその保護者の意に沿わない対応は決して行わない
- ・被害生徒の保護者への情報提供は適時・適切に行う